

小山工業高等専門学校情報公開委員会規程

制 定 平成13年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

(設置)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)に小山工業高等専門学校情報公開委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本校の情報公開の円滑な実施のため、次に掲げる事項を審議する。

- 一 情報公開に係る規程の制定及び改廃に関すること
- 二 情報公開の実施体制に関すること
- 三 開示・不開示の判断基準に関すること
- 四 法人文書の開示・不開示に関すること
- 五 開示実施手数料の減額又は免除に関すること
- 六 不服申立てに関すること
- 七 訴訟に関すること
- 八 法人文書の管理に関すること
- 九 その他情報公開の円滑な実施に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長(教務主事)、副校長(学生主事)及び副校長(寮務主事)
- 二 専攻科長
- 三 各学科長
- 四 図書情報センター長
- 五 情報科学教育研究センター長
- 六 地域連携共同開発センター長
- 七 事務部長
- 八 各課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、校長が指名し、副校長(教務主事)をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見

を聴くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会に、開示・不開示等、情報公開に関する具体的事案の対応等を検討するため、開示・不開示等検討小委員会(以下「小委員会」という。)を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課総務係において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。